

令和元年度 第 1 回美唄市総合計画審議会会議録

- ◆日 時：令和元年 5 月 13 日（月）13 時 30 分～14 時 45 分
- ◆場 所：市役所 2 階「市長会議室」
- ◆次 第：(1) 美唄市総合計画審議会意見の対応について【資料 1】
 - (2) 第 7 期美唄市総合計画策定について
 - ①基本方針について 【資料 2】
 - ②策定事務スケジュールについて 【資料 3】
 - ③策定のスキーム 【資料 4】
 - (3) その他

◆出席者

全委員 25 名中、出席委員 16 名、欠席委員 9 名

◆会長挨拶

・皆さま、ご苦勞様でございます。大変ご多用の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

・本日は、昨年 11 月の中下旬に、第 1 部会から第 3 部会までの 3 つの部会を複数回にわたり開催し、委員の皆さんからいただいたご意見に対する、市の対応について、まとめたものをご報告させていただくとともに、本年から来年にかけて策定する、第 7 期美唄市総合計画の策定について、方針やスケジュールなどについて、ご報告させていただきます。

・委員の皆さんから忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げ、一言、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

◆概 要：

(1) 美唄市総合計画審議会意見の対応について【資料 1】

・資料に基づき説明（略）

<質疑応答>

【委員】感想として、部会では複数の関係課も入って協議し、出された意見なのに、資料では市担当課が一つの課となっており、審議会意見の対応を見ても、意見に関係する複数の課で協議されたのか疑問があるものがある。

(2) 第 7 期美唄市総合計画策定について

資料に基づき説明（資料に記載した部分の説明は略）

①基本方針【資料 2】

・先月 4 月 15 日に市長を委員長とし、市の部長職で構成する美唄市総合計画策定委員会を開催し、第 7 期美唄市総合計画策定基本方針を決定した。

・1 頁目の中段<参考>総務大臣通知と地方自治法について、以前の地方自治法では、基本構想の策定は義務であり、市議会での議決が必要だったが、平成 23 年にその条文が廃止され、現在、基本構想の策定は義務ではないものの、自主的な判断で策定しても良いとなっている。第 7 期美唄市総合計画においても、基本構想を策定することとし、議決については 6 月の市議会議員選挙の後にあらためて協議することとなっている。

・2 頁目の強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法について、本市においても市民の安全・安心なまちづくりを進めるうえで必要であると考えている。

・国土利用計画法について、第8条で市町村は、政令で定めるところにより、当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項について、市町村計画を定めることができるようになっており、本市においても策定は必要であると考えている。

・2 計画策定に当たっての留意点、市民主体について、①例年、世帯の約1割だったアンケート件数を、今年度と来年度は2倍の2,500件とした。③市民検討会議の設置を進めており、今月から10名程度の市民検討委員の公募を始めている。また、団体推薦ということで、総合計画審議会の委員を推薦いただいている団体から、新たに市民検討委員のご推薦をいただきたいと考えている。市民検討会議の委員は計70名を想定しており、3つのグループに分け、各施策について検討をお願いしたい。④高校生の意見の反映については、ワークショップを行いながら若い世代の意見についても反映していきたい。

②策定事務スケジュール【資料3】

・資料に基づき説明（略）

③策定のスキーム【資料4】

・資料に基づき説明（略）

<質疑応答>

【委員】 資料2の「2 計画策定に当たっての留意点」(3) 個別計画との整合性について、各種の個別計画との整合性とあるが、法律や条例に基づく個別計画がこれにあたるものと理解しているが、法律や条例に基づかない個別計画についても整合性を図るのか。

【企画財政課長】 法律や条例に基づかない個別計画についても、整合性を図っていくものと考えている。

【委員】 毎年500人程度の人口が減少していることから、第7期美唄市総合計画の策定にあたっては、その要因や具体的施策などを打ち出していくことが必要だ。

【企画財政課長】 市民検討委員会において、データをお示ししながら、十分に検討していただきたいと考えている。

(3) その他

なし